

学生便覧 2024年度
B2024-3-5

国際人文学部

国際文化学科・国際交流学科

日本語教員 養成課程

日本語教員養成課程（副専攻）

I 日本語教員について

日本語教育とは、日本語を母語としない人に外国語としての日本語を教えるもので、日本国内の学校で教えられる国語教育とは異なる。日本語母語話者なら日本語を教えるのは簡単だと思いがちだが、実際には、高度な専門的知識が必要とされる。グローバルな視点から日本語を分析・説明すること、日本の文化や社会を誤解のないように紹介すること、文化的に異なる背景を持つ人々のグループを適切に指導すること、などの能力が求められる。

日本語学習者の数は海外でも国内でも 1990 年代と比較すると大幅に増加しており、日本語教員を目指す人の数も増えている。日本語教師として、就職するのはそれほど容易ではないが、社会の国際化にともなって日本語教員の需要は増大している。日本語教員の活躍の「場」は、日本国内はもちろんのこと海外の大学・高校・中学校・小学校・日本語学校・国際交流団体・技術研修機関など、大変幅広くある。今、世界の多くの人々が日本語を勉強している。これらの人々の求めに応じられる日本語教員が必要とされている。また、日本語教員を目指す人でなくても、日本語教員としての訓練を受けた人の異文化コミュニケーション能力は、将来、海外と関連ある企業等に就職を希望する人、NPO 活動のボランティアや、青年海外協力隊員として国際的に活躍したい人にとっても役立つものになるはずである。

本学では、「教える知識」「教える技術」「国際人としての素養」を兼ね備え、国内のみならず海外でも活躍できる本格的な日本語教員の養成を目指す。そのために、日本語教育に関する知識・技術の修得は勿論、異文化間コミュニケーションに関する科目、あるいは日本の文化、歴史に関する科目など幅広く学習する独自の教育プログラムを用意している。

このプログラムの最大の特徴は、国内外での研修・実習の豊富さにある。必修科目として大学内で教育実習を行うだけでなく、1、2 年次の短期のインターシップや 3、4 年次の長期の教育実習研修など、海外での日本語教育を体験する機会があり、これらはそれぞれプログラムの導入と仕上げを目的としている。加えて国内の日本語学校でも研修が複数回実施される。なお、日本語教員としての能力を認定する試験として「日本語教育能力検定試験」がある。これは日本語教育の知識および能力が日本語教育の専門家としての水準に達していることを証明する検定である。本学の養成課程では、同検定に即して授業内容を構成している。

また、本課程は「副専攻」制度に含まれている。修得単位数及び手続き方法は次ページ以降を確認すること。

【「登録日本語教員」制度について】

令和 5 年に制定された「日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律」により、大学等の「認定日本語教育機関」で日本語を教えるためには、「登録日本語教員」にならなければならないとする制度が提示され、その整備がはかられている(図 1)。養成機関ルートで登録日本語教員になるためには、「登録日本語教員養成機関」で課程を修了し、「登録実践研修機関」での実践研修を受け、「日本語教員試験」に合格しなければならない。

図 1 登録日本語教員の資格取得ルート



(出典) 文化庁国語課『登録日本語教員の登録申請の手引き』（令和 5 年 12 月 28 日公開版）2 ページ，図 1。

この新制度への変更に伴い、経過措置が設けられている。本学の日本語教員養成課程修了者はその対象となる。

本課程は、令和6年3月29日付で「必須の教育内容50項目に対応した日本語教員養成課程等」として、文化庁に確認された。これにより、本課程を修了し、かつ学士以上の学位を有する者は、経過措置Cルートの適用を受けることができる(図2)。その経過措置期間は、『登録日本語教員の登録申請の手引き』(令和5年12月28日公開版)によれば、法を施行した令和6年4月1日から原則として5年間であるが、状況を鑑み、令和15年3月31日までとされている(同文書5ページ、図2※2)。登録日本語教員の資格を得るためには、「日本語教員試験」の「基礎試験」と実践研修は免除されるが、「応用試験」を受験し、合格することが求められる。本課程を修了し、日本語教員として活動したい者は、この経過措置に十分注意してほしい。

さらに、この新制度に移行する上では、本課程の科目や履修上の条件等が変更される可能性がある。その場合は、JIUポータル等で周知するので十分注意してほしい。

なお、副専攻登録者は、JIUポータル等からの周知や連絡を受け取ることができるので、早めに登録を済ませることが望ましい。

II 課程修了認定について

現時点において、大学や専門学校などの養成機関は、文化庁から示された日本語教員養成課程に関する指針に基づき、カリキュラムを組み、課程修了認定を行っている。

本学も、副専攻登録を行い、所定の単位を修得した学生に、独自の課程修了認定証を発行している。修了証が必要な場合は、所定の手続きにより発行申請すること。

問い合わせ先：H棟 林 千賀研究室

登録および修了証の申請先：本部棟1F 教務課

図2 登録日本語教員の資格取得に係る経過措置 Cルート



(出典)文化庁国語課『登録日本語教員の登録申請の手引き』(令和5年12月28日公開版)5ページ、図2より抜粋。

Ⅲ 課程修了認定に必要な単位について

日本語教員養成課程に関する科目は、国際人文学部 国際文化学科・国際交流学科に設置されている。

以下の表にしたがって、合計 33 単位（必修 28 単位，選択必修 2 単位，選択 3 単位）を修得することで修了認定がなされる。なお、これらの科目の単位はすべて国際人文学部の卒業要件単位にも含まれている。

| 3 領域 | 5 区分 | 副専攻の科目 | 必修 | 選択必修 | 選択 | |
|----------------|----------|-------------------|--------------------|------|----|--|
| 社会・文化に関わる領域 | 社会・文化・地域 | 国際日本学 | | 2 | | |
| | | 日本文化論 | | 2 | | |
| | | 文化交流史（日本：アジア） | | 2 | | |
| | | 文化交流史（日本：欧米） | | 2 | | |
| | | 日本語教育事情 | 2 | | | |
| | | 多文化社会論 | | | 2 | |
| | | 国際関係論 | | | 2 | |
| | 言語と社会 | 社会言語学 | 2 | | | |
| | | 言語・非言語コミュニケーション論 | | | 2 | |
| | 言語と心理 | 第二言語習得論 | 2 | | | |
| | | 異文化適応論 | | | 2 | |
| | 教育に関わる領域 | 言語と教育 | 日本語教授法（教授法） | 2 | | |
| | | | 日本語教授法（コースデザイン・評価） | 2 | | |
| | | | 日本語教授法（教材・教具） | 2 | | |
| 日本語教育実習Ⅰ | | | 2 | | | |
| 日本語教育実習Ⅱ | | | 2 | | | |
| 異文化間コミュニケーション論 | | | 2 | | | |
| 言語に関わる領域 | 言語 | 言語学 | | | 2 | |
| | | 言語学概論 | 2 | | | |
| | | 日本語学概論 B | 2 | | | |
| | | 日本語の音声 | 2 | | | |
| | | 日本語学概論 A | | | 2 | |
| | | 日本語の語彙・意味 | 2 | | | |
| | | 日本語の文法 A | | | 2 | |
| | | 日本語の文法 B | 2 | | | |
| | | コミュニケーションインターンシップ | | | 3 | |
| | | 異文化理解 | | | 2 | |
| | | 修了に必要な合計単位数 | 28 | 2 | 3 | |
| | | | 33 | | | |

<登録から修了証授与まで>

副専攻は、まず教務課で登録すること。事前登録をしないと修了証の発行ができない。

| 学 年 | 手続き関係 | | 費 用 |
|-------|-------|-----------------------|-----------------|
| 1 学 年 | 4月 | オリエンテーション 登録カードの提出 | 登録時に 10,000 円 |
| 2 学 年 | | | |
| 3 学 年 | | | |
| 4 学 年 | 2月 | 副専攻認定申請書の提出 | 認定申請時に 40,000 円 |
| 卒 業 式 | 3月 | 副専攻修了証の授与 | 計 50,000 円 |